

保育の必要性の認定と保育にかかる利用調整について

- 子ども・子育て支援法では、保護者の申請を受けた市町村が客観的基準に基づき、保育の必要性を認定した上で給付を支給する仕組みとなります。（子ども・子育て支援法第19条等）

(参考) 認定区分

認定区分	対象	保育の要・不要	利用できる施設・事業（原則）
1号認定（教育標準時間認定）	満3歳以上	不要	幼稚園・認定こども園
2号認定（保育認定）	満3歳以上	要	保育所・認定こども園
3号認定（保育認定）	満3歳未満	要	保育所・認定こども園・地域型保育事業

- 保育の必要性の認定に当たっては、国は、以下の3点について、認定基準を策定することとされています。

- ①「事由」→ 保護者の就労又は疾病その他の内閣府令で定める事由
- ②「区分」→ 保育標準時間又は保育短時間の区分
- ③「優先利用」→ ひとり親家庭や虐待のおそれのあるケースの子ども等

→ これら①～③を考慮し、保育の必要性の認定、入所の優先順位をつけることとなっています。

1－1 保育の必要性の認定事由について

- 認定事由については、「子ども・子育て支援法第19条第1項第2号の内閣府令で定める事由」とおりですが、国が提示する事由のほか、それに類するものとして市町村が独自に定めることができます。



現行の「保育に欠ける」要件 (児童福祉法施行令第27条)	新制度における「保育の必要性」の認定事由 (子ども・子育て支援法第19条第1項第2号の内閣府令で定める事由)	国基準(現行) との比較	市基準(現行) との比較
保護者及び同居の親族その他の者が保育できない場合	保護者本人の事由により判断することを基本とする。 ※同居親族の取扱いは、利用調整で検討。	○	○
昼間就労が常態	パートタイム・夜間を含む就労	▲	○
妊娠中・産前産後	妊娠中・産前産後	○	○
保護者の疾病、障害	保護者の疾病・障害	○	○
同居親族の介護	同居親族・長期入院等の親族の介護・看護	▲	○
災害復旧	災害復旧	○	○
上記に類する状態	求職活動・起業準備 就学 虐待やDVのおそれがあるなど社会的養護が必要な場合 育児休業取得時に保育を利用し、継続利用が必要である 上記に類するものとして市町村が定める事由	■ ■ ■ ■ ■	○ ○ ■ ■ 市の方考え方① 市の方考え方②

■ 市の考え方について

- ① 「育児休業取得時の継続利用」について、現在は市の運用により新たに出生した児童が1歳になる年度末まで、育児休業開始前に既に保育所に入所していた児童については入所を認めてきたところです。新制度においても、同様の運用をおこなって参ります。
- ② これまで入所要件に含まれていた「別居親族の介護・看護」について、「上記に類するものとして市町村が定める事由」のひとつとして、引き続き認定事由とすることとします。

1－2 就労時間の下限について

- 就労時間の下限については、月48時間～64時間までの範囲内で市町村が定める必要があります。

現行の「保育に欠ける」要件 (児童福祉法施行令第27条)	新制度における「保育の必要性」の認定事由	市基準（現行）	市基準（新制度）
昼間労働することを常態としていること	→ 一月において、四十八時間から六十四時間までの範囲内で月を単位に市町村が定める時間以上労働することを常態とすること。	1日4時間×週4日 (又は1日4時間×月16日) =月64時間	市の考え方

■ 市の考え方について

これまでの基準どおり、就労時間の下限は1か月当たり64時間以上とし、今後、保育需要の変化に伴い、下限の検討・見直しを行うこととします。

（就労時間が64時間未満の家庭については、一時預かり事業等で対応できると考えられます。）

2 保育の区分（保育必要量）について

新制度における保育の区分	市基準（現行）	市基準（新制度）
<p><u>保育標準時間</u></p> <ul style="list-style-type: none"> ・フルタイムの就労とそれに近い場合を想定。就労時間の下限は1か月当たり120時間程度を基本とする。 	<p>1日11時間までの利用 1か月当たり平均275時間 (212時間以上292時間以下)</p>	<p>区分なし (例) 公設公営保育所の開所時間 7:30～19:00</p> <p>① 保育標準時間の認定については、国の対応方針案のとおり就労時間の下限は120時間／1か月とする。 ② 認定事由が「同居親族・長期入院等の親族の介護・看護」についても、保育標準時間、保育短時間の区分を設けることとなっていますが、保育標準時間の認定の従事時間の下限は、就労同様下限は120時間／1か月とする。 ③ 認定事由が「求職活動・起業準備」、「育児休業取得時の継続利用」については、市町村判断により、区分を統一することが可能とされている。この2つの認定事由については、区分を保育短時間に統一する。 ④ 認定事由が「保護者の疾病・障害」、「就学」の場合については、区分を保育標準時間に統一する。</p>
<p><u>保育短時間</u></p> <ul style="list-style-type: none"> ・両方またはいずれかの保護者がパートタイムでの就労を想定。 	<p>1日8時間までの利用 1か月当たり平均200時間 (最大212時間)</p>	

※ 認定事由が「妊娠中・産前産後」、「災害復旧」、「虐待やDVのおそれがあるなど社会的養護が必要な場合」は区分を設けず、保育標準時間を一区分のみ。

3 利用調整の考え方について

- 現在、保育に欠ける要件（新制度では保育の必要性の認定事由）と従事する時間により点数化（基礎点数）し、その点数に加点・減点等をすることで、利用調整を行っています。

(現行の利用調整した場合の例)

例	基礎点数（認定事由等による）	加点・減点		合計点
両親とも週5日以上かつ1日8時間以上の就労	週5日以上かつ1日8時間以上の就労2人	25+25		50
父が週5日以上かつ1日8時間以上の就労で、母が週5日以上かつ1日6時間以上の就労すでに入所しているきょうだいがいる	週5日以上かつ1日8時間以上の就労1人 週5日以上かつ1日6~8時間の就労1人	25+20	きょうだいが入所している	10 55
求職活動中で同居者のいない母子家庭	求職活動中	0	ひとり親世帯（同居者なし）	100 100
両親とも求職活動中で生活保護世帯	求職活動中	0+0	生活保護世帯	30 30

- 例のように、利用調整によって加点されても、基礎点数が低ければ、合計点が低くなることがあります。
- 加点、減点などの考慮をしても、利用希望施設、子どもの年齢、申込状況等により、入所できない場合があります。

※ なお、利用調整にあたっての優先度その他のルールについては、内規により規定することを検討中です。

- 新制度では、利用調整の際に考慮される場合の例を国が示していますので、その例示をもとに市が基準を定めます。

新制度（国の例示）	市基準（現行）	市基準（新制度）
① ひとり親家庭	加点	現行どおり加点対象とする。 なお、現行では「同居者のいないひとり親家庭」と「同居者のいるひとり親家庭」では前者のほうが加点を高く設定しているが、新制度では加点を一律とし、同居者が保育可能なひとり親家庭との調整は利用調整⑨により行う。
② 生活保護世帯	加点	現行どおり加点対象とする。
③ 生計中心者の失業により、就労の必要性が高い場合	基準なし	現行どおり加点対象としない。 失業により就労の必要性が高いとする判断基準の設定が難しい。
④ 虐待やDVのおそれがある場合など、社会的養護が必要な場合	加点	現行どおり加点対象とする。 (要保護児童対策地域協議会等から連絡があった場合)
⑤ 子どもが障害を有する場合	基準なし	現行どおり加点対象としない。 子どもの障害の状態や家庭状況により、集団保育が必要な場合と、個別支援が必要な場合の両方が考えられる。 加点対象とする場合、障害の判断基準をどのように設けるかが困難である。
⑥ 育児休業明け	加点	現行どおり加点対象とする。 なお、国の例示で想定されている加点対象となるのは認定事由の「育児休業取得時の継続利用」認められず、一旦退所した場合であるが、本市ではこれまで一旦退所した、しないに関わらず育児休業明けは一律で加点対象としてきた。今後も同様の運用をしていく。
⑦ 兄弟姉妹（多胎児を含む）が同一の保育所等の利用を希望する場合	加点	現行どおり加点対象とする。
⑧ 小規模保育事業などの卒園児童	基準なし	新たに加点対象とする。 これまで市内に小規模保育事業を行っている施設がないため、基準がなかった。

新制度（国の例示）	市基準（現行）	市基準（新制度）の検討課題
⑨ 同居者の親族等の保育が可能かどうか	基準なし	<p>新たに減点対象とする。</p> <p>これまで同居の親族等がいない場合については加点をおこなってきたが、今後は同居の親族等が保育可能な場合、減点を行い、同居の親族等がいない又は同居の親族等がいるが保育の援助が受けられない世帯との調整を行う。</p>
⑩ その他市町村が定める事由		<p>国の例示では、「市町村の判断により、人材確保、育成や就業継続による全体へのメリット等の観点から、幼稚園教諭、保育教諭、保育士、放課後児童クラブの指導員等の子ども利用にあたって配慮することも考えられる」等がある。</p> <p>現行どおり利用調整を行うもの ・清水保育園の卒園児</p> <p>新たに利用調整を行うもの</p> <ul style="list-style-type: none"> ・一時預かり事業、認可外保育施設等を一定日数以上利用している実績がある児童について、加点する。 ・保育の必要性の認定事由が「保護者の疾病・障害」以外で、保護者が障害者手帳等を所持している場合について、加点する。 ・保護者の就労時間がフルタイム程度（月160時間以上）の証明書を提出しているに関わらず、控除対象配偶者となっている場合は減点する。（京都府の最低賃金773円／時間×160時間×12か月＝1,484,160円となり、証明内容が正しければ控除対象配偶者とならないはずのため）

■新制度における保育の必要性の認定については、現行の保育に欠ける要件とは異なり、市町村に条例策定義務はありません。そのため、規則により規定することを検討中です。